

松飛台第二小学校

P T A

『PTA規約』

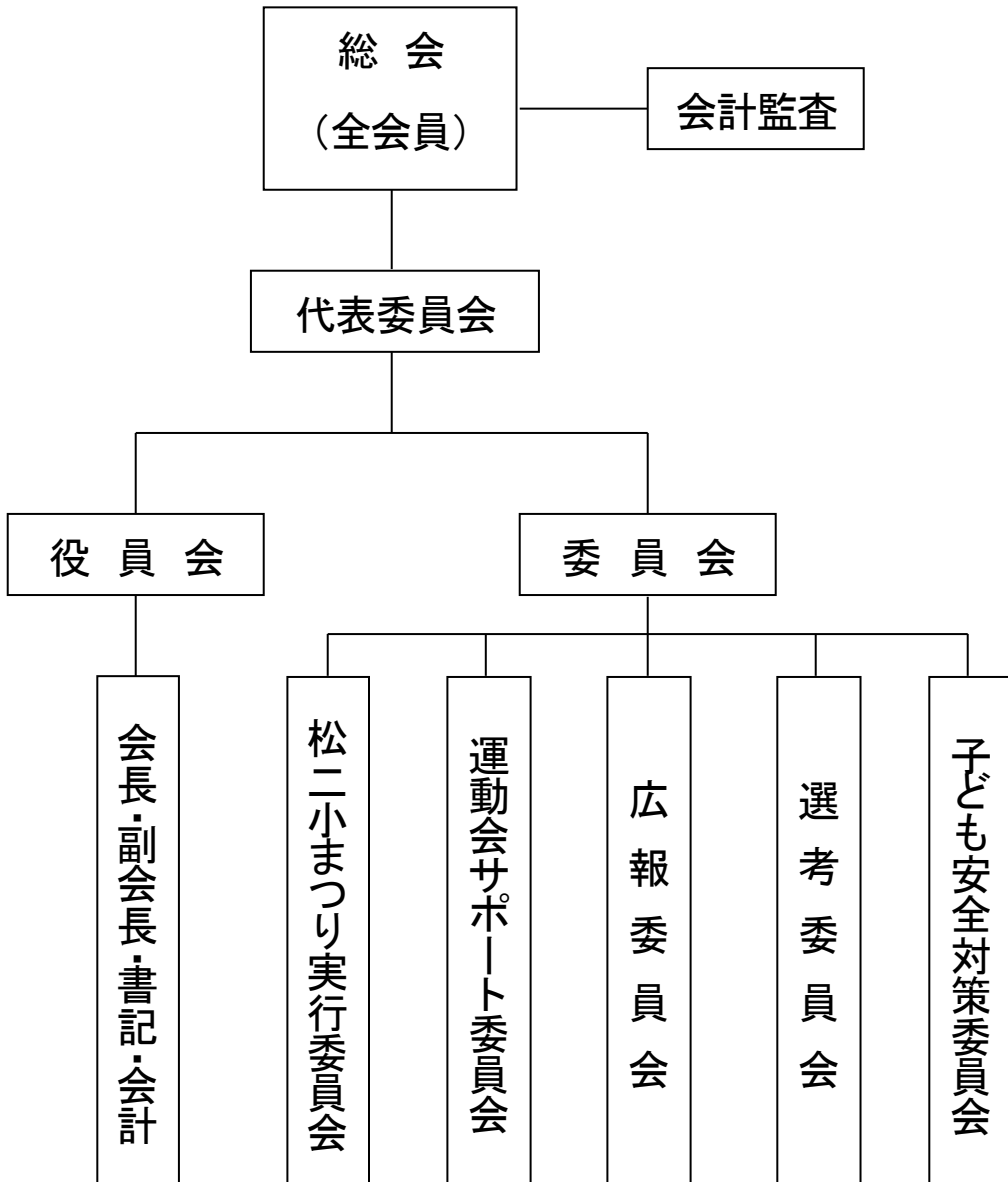
『運営のてびき』



〔PTA規約〕



【松飛台第二小学校 PTA 組織図】



松飛台第二小学校PTA規約

第1章 名称

【第1条】

この団体は「松戸市立松飛台第二小学校PTA」とする。

第2章 所在地

【第2条】

この団体を次の住所に置く。

千葉県松戸市松飛台59番地

第3章 目的

【第3条】

本会は日本国憲法と教育基本法に基づいて、次のことを目的とします。

1. 保護者と教職員の相互理解と交流・親睦を図りながら、本校児童の健全な育成を助けま
す。
2. 保護者と教職員が互いに学び合い、良き保護者、良き教職員になるように努力します。

第4章 方針

【第4条】

本会は自主独立の団体として、民主的に運営します。ただし、次の点に留意します。

1. 特定の政党・宗教を支持しません。また、他のいかなる団体および機関の支配や干渉
を受けません。
2. 営利を目的としません。
3. 学校の人事、管理には直接干渉しません。

第5章 活動

【第5条】

本会は第3条の目的を達成するために、次の活動を行います。

1. 良い保護者、良い教職員になるために会員相互で学び合い、親睦を深めます。
2. 児童の心身の健全な成長発達を保障するために、教育環境の改善に努めます。
3. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力します。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行います。

第6章 会 員

【第6条】

本会員は、この会の目的に賛同する本校児童の保護者、又はそれにかわるものと、本校の教職員とします。

【第7条】

会員は、平等の権利と義務を有します。

【第8条】

会員はすべての委員会を傍聴し、役員に申し出れば全ての帳簿類を閲覧できます。

【第9条】

会員は、会費を納めます。

第7章 役 員

【第10条】

本会に、次の役員を置きます。

会 長	1名
副会長	3名（うち教職員1名）
書 記	2名
会 計	2名

【第11条】

役員の仕事は次の通りとします。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会、代表委員会、役員会を招集します。
2. 副会長は会長を補佐し、必要な時はこれに代わります。
3. 書記は、会議の記録、保存をします。
4. 会計は、本会の経理、事務を行います。

【第12条】

これら役員は細則に基づいて選出されます。

【第13条】

役員の任期は一年とし、再任する事が出来ます。

第8章 会 計 監 査

【第14条】

本会の経理を監査するために、2名選出します。

原則として前年度会計役員が次年度会計監査に移行するが、再任・卒業などして該当者がいない場合は、全会員の中の本会会計経験者から選出します。

【第15条】

会計監査委員の任期は一年とし、再任することはできません。

【第16条】

会計監査委員は会計の運営について監査し、総会に報告します。

第9章 組 織 と 運 営

【第17条】

本会に次の組織を置きます。

1. 総会
2. 代表委員会
3. 役員会
4. 松二小まつり実行委員会
5. 運動会サポート委員会
6. 広報委員会
7. 選考委員会
8. 子ども安全対策委員会

〔総会〕

【第18条】

総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とします。

【第19条】

総会は定期総会と臨時総会とし、会長が招集します。

定期総会は、年度初めに開催します。

臨時総会は、代表委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1の要請があった場合に開催できます。

【第20条】

1. 総会は委任状を含めた全会員の3分の1以上をもって成立します。
2. 議事は出席者の過半数の同意をもって決定し賛成同数の時は議長がこれを決定します
3. 規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正することができます。

【第21条】

総会の議長は出席会員の中より2名（保護者1名、教職員1名）選出します。

【第22条】

1. 総会における記録は書記が行い、議事録署名人2名がこれに署名捺印します。
2. オンライン総会では、第22条1項に該当しない。

【第23条】

総会は以下のことを行います。

1. 予算案、活動案の審議と承認
2. 決算報告、活動報告、監査報告の審議と承認
3. 必要に応じて規約の改正
4. その他、必要事項の審議と承認

〔代表委員会〕

【第24条】

代表委員会は総会に次ぐ議決機関です。

【第25条】

代表委員会は役員、松二小まつり実行委員長、運動会サポート委員長、広報委員長、選考委員長、子ども安全対策委員長、及び教職員代表2名をもって構成します。

【第26条】

代表委員会は原則として毎月1回、及び会長または構成員の3分の1以上の要求があった場合に開催します。

【第27条】

代表委員会は構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数の同意をもって議事を決定します。

【第28条】

代表委員会の構成員が出席できない時は、各委員会より代理の人が出席することができます。また教職員の場合も同様です。

【第29条】

代表委員会の任務は次の通りです。

1. PTA全般の運営の協議
2. 各委員会からの報告、提案、要望事項の審議・決定
3. 臨時、緊急問題の審議・決定
4. 総会に提出する議案の作成、その他重要事項の審議・決定
5. 総会決定事項の執行
6. その他、本会の目的達成に必要な事項の審議・決定

【第30条】

代表委員会が必要を認めた時は、特別委員会を設けて活動を進めることができます。特別委員会の委員長は、代表委員会に出席します。特別委員会は、その目的を達成した時に解散します。

〔役員会〕

【第31条】

1. 役員会は会長、副会長、書記、会計の各役員で構成し、必要に応じて会長が招集します。
2. 総会、代表委員会に提出する議案を準備します。
3. 総会、代表委員会決定に基づいてPTAを運営します。
4. 各委員会の連絡調整を図ります。

〔松二小まつり実行委員会〕

【第32条】

1. 松二小まつり実行委員会は原則として各学級から選出された委員1名と教職員代表によって構成し、必要に応じて開きます。
2. 互選により、委員長、副委員長を選出し、委員長は代表委員会に出席します。
3. 松二小まつり実行委員会は会員及び本校児童が良い文化にふれ、社会的視野を広げるための学習、文化活動を行います。
4. これらの活動を行う場合、必要に応じて各学級より協力員を募ることができます。

〔運動会サポート委員会〕

【第33条】

1. 運動会サポート委員会は各学級から原則として選出された委員1名と教職員代表によって構成し、必要に応じて開きます。
2. 互選により、委員長、副委員長を選出し、委員長は代表委員会に出席します。
3. 運動会サポート委員は会員及び本校児童が健康・保健・健全な心を育て、学校の体育行事が円滑に進むよう活動します。
4. これらの活動を行う場合、必要に応じて各学級より協力員を募ることができます。

〔広報委員会〕

【第34条】

1. 広報委員会は原則として各学年から選出された委員1名と教職員代表によって構成し、必要に応じて開きます。
2. 互選により、委員長、副委員長を選出し、委員長は代表委員会に出席します。
3. PTA新聞の編集と発行を行います。
4. PTA新聞の編集権は広報委員長にあります。
5. これらの活動を行う場合、必要に応じて各学級より協力員を募ることができます。

〔選考委員会〕

【第35条】

1. 選考委員会は原則として各学級から選出された委員1名と教職員代表によって構成し、必要に応じて開きます。
2. 互選により、委員長、副委員長を選出し、委員長は代表委員会に出席します。
3. 別項に定める選出規定に基づいて、民主的な方法で次年度の役員を選出します。
4. これらの活動を行う場合、必要に応じて各学級より協力員を募ることができます。

〔子ども安全対策委員会〕

【第36条】

1. 子ども安全対策委員会は原則として各地区をまとめたグループから選出された委員と教職員代表によって構成し、必要に応じて開きます。但し、子ども安全対策委員は各グループ3名ずつとします。
2. 互選により、委員長、副委員長を選出し、委員長は代表委員会に出席します。
3. 地域の交流をはかり、子供達の安全で有意義な校外生活を目指して、地域活動を行います。
4. これらの活動を行う場合、必要に応じて各学級より協力員を募ることができます。

第10章 会 計

【第37条】

本会の経費は、会費とその他の収入をもってあてます。
会費は一世帯年額2,100円（月額175円）とします。
年1回の集金とし、年度途中の転出入者の扱いは次のようにします。

1. 転入
転入の当月分より徴収します。
2. 転出
転出の翌月分より、申し出により返金します。

【第38条】

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第11章 附 則

【第39条】

本会の運営に関し、必要な細則は別に定めます。
細則、規定の作成・改廃は代表委員会の議決によります。

【第40条】

校長はすべての会議に参加し、意見を述べる事ができます。

【第41条】

1. この規約は、1998年4月1日より施行します。
2. この規約は、2011年2月22日より施行します。（同日一部改正）
3. この規約は、2011年6月23日より施行します。（同日一部改正）

4. この規約は、2016年5月30日より施行します。(同日一部改正)
5. この規約は、2018年4月1日より施行します。(2018年5月30日一部改正)
6. この規約は、2019年4月1日より施行します。(2019年5月30日一部改正)
7. この規約は、2020年6月20日より施行します。(同日一部改正)
8. この規約は、2021年5月29日より施行します。(同日一部改正)
9. この規約は、2022年5月28日より施行します。(同日一部改正)
10. この規約は、2024年4月1日より施行します。(2024年2月20日一部改正)

(役員選出に関する細則)

【第1条】

役員選出のための諸事務は、選考委員会が行います。

【第2条】

役員選挙の選挙人、被選挙人は共にPTA会員でなければなりません。

【第3条】

会員は、立候補または推薦により候補者となります。

【第4条】

候補者の資格はPTA会員とします。但し、6学年会員、選考委員並びに教職員を除くとして。また以下の条件を満たす者は選出過程において考慮するとします。

(立候補者においては適用しない)

【 妊婦 / 介護中 / 療養中 / 二歳未満の子がいる / すでに規定ポイント取得 】

【第5条】

教職員の役員は、教職員の互選により民主的に選出します。但し、校長は学校運営を主眼とするため役員にはなれません。

【第6条】

選出は下記要領で行います。

1. 立候補および推薦の申請用紙を全会員に配布します。
2. 候補者の中より役員を選出します。
3. 候補者が定員を超えた場合、話し合い、または選挙により選出します。
4. 信任投票をします。

(弔慰規定)

児童および会員が死亡した場合は、会長及び当該学級委員（もしくはそれぞれの代理）が葬儀に参列し、弔慰を表します。

この場合の香料は5,000円とします。

その他については、その都度、役員会または代表委員会において決定します。

(個人情報取扱に関する細則)

第1条

本細則は、会則第40条に基づき、個人情報の取り扱いについて必要な事項を定める。

(目的)

第2条

本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第3条

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第4条

本会における個人情報の管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第5条

本会における個人情報の取扱者は、PTA役員、及び役員会が必要と認めた正副委員長、書記とする。

(秘密保持義務)

第6条

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用)

第8条

取得した個人情報、PTA活動に必要な次の目的のために利用する。

1. 会費集金、管理、その他の文書の送付
2. 会員名簿の作成と保管、委員選出や委員会名簿の作成と保管、登下校見守り当番表作成、広報誌作成、アンケート調査、ポイント管理、活動等の案内、資料及び書類の送付、必要事項の連絡、表彰に関する事項、PTA活動向上に関する事項、その他PTA活動実施のため

(利用目的による制限)

第9条

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。

1. 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条

個人データは鍵のついた棚で保管することとし、個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第12条

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第13条

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに学校長及びPTA会長に報告する。

(研修)

第15条

本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第16条

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の取扱)

第17条

本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱に関する細則」に定め、適正に運用するものとする。